

【平成28年度】長南町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成26年度の人件費率
27年度	人 8,522	千円 4,360,598	千円 879,369	千円 1,004,139	% 23.03	% 23.50

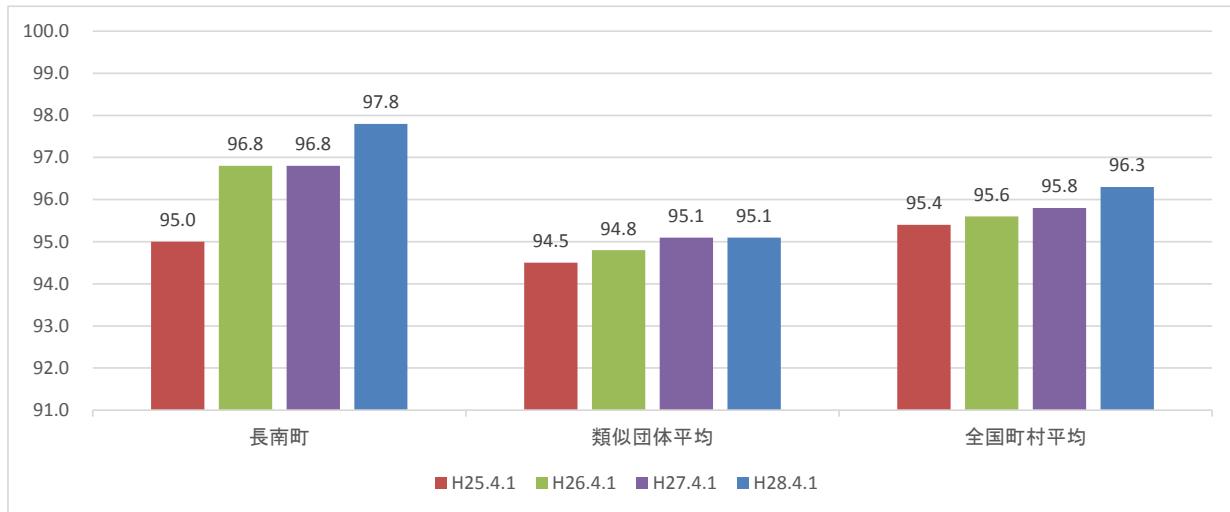
(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
27年度	人 112	千円 404,904	千円 51,971	千円 139,309	千円 596,184	千円 5,323

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。
 4 職員数には、特別職（町長、副町長）・教育長及び長生郡市広域町村圏組合への派遣者を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由と改善の見込みについて

該当理由：①初任給水準の見直し及び、職員構成の変動等による上昇。
 改善の見込み：国及び県に合わせた給与改定を行ない、定員管理適正化計画に基づく人事行政により改善していく予定。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
28年度	円	円	円	%	% 0.35	% 0.17

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
28年度	月	月	月	月	月 4.30	月 4.30

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引き下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容)

一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%、最大4%の引き下げの実施。
若年層は引き下げを行わず、高齢層について引き下げの実施。
激変緩和の為、3年間(平成30年3月31日までの)経過措置(現給補償)の実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しの実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 無
(実施時期) 国基準における場合、長南町の支給割合とともに支給なし。

③その他の見直し内容

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日)

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長南町	41.9 歳	301,600 円	338,313 円	324,081 円
千葉県	41.9 歳	320,939 円	413,111 円	373,979 円
国	43.6 歳	331,816 円	円	410,984 円
類似団体	42.2 歳	304,939 円	350,196 円	331,494 円

②技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
長南町	49.8 歳	6 人	236,800 円	251,883 円	244,550 円	—	—	—	—
	うち用務員	50.0 歳	3 人	231,200 円	254,000 円	用務員	55.2 歳	199,900 円	1.27
	うち調理員	47.3 歳	3 人	237,600 円	244,900 円	調理士	44.0 歳	289,800 円	0.85
千葉県	52.9 歳	497 人	322,693 円	384,075 円	362,717 円	—	—	—	—
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	—	329,358 円	—	—	—	—
類似団体	49.2 歳	5 人	270,982 円	292,247 円	281,193 円	—	—	—	—

区分	参考			※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成23~25年の3か年平均)。 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致している者ではない。	
	年収ベース(試算値)の比較				
	公務員(C)	民間(D)	C/D		
長南町	— 円	— 円	— %	※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。	
	うち用務員	4,010,600 円	2,747,000 円	146.0 %	
	うち調理員	4,643,900 円	4,006,500 円	115.9 %	

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計しであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出して

(2) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区分	長南町	千葉県	国
一般行政職	大学卒	178,200 円	183,300 円
	高校卒	150,500 円	149,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

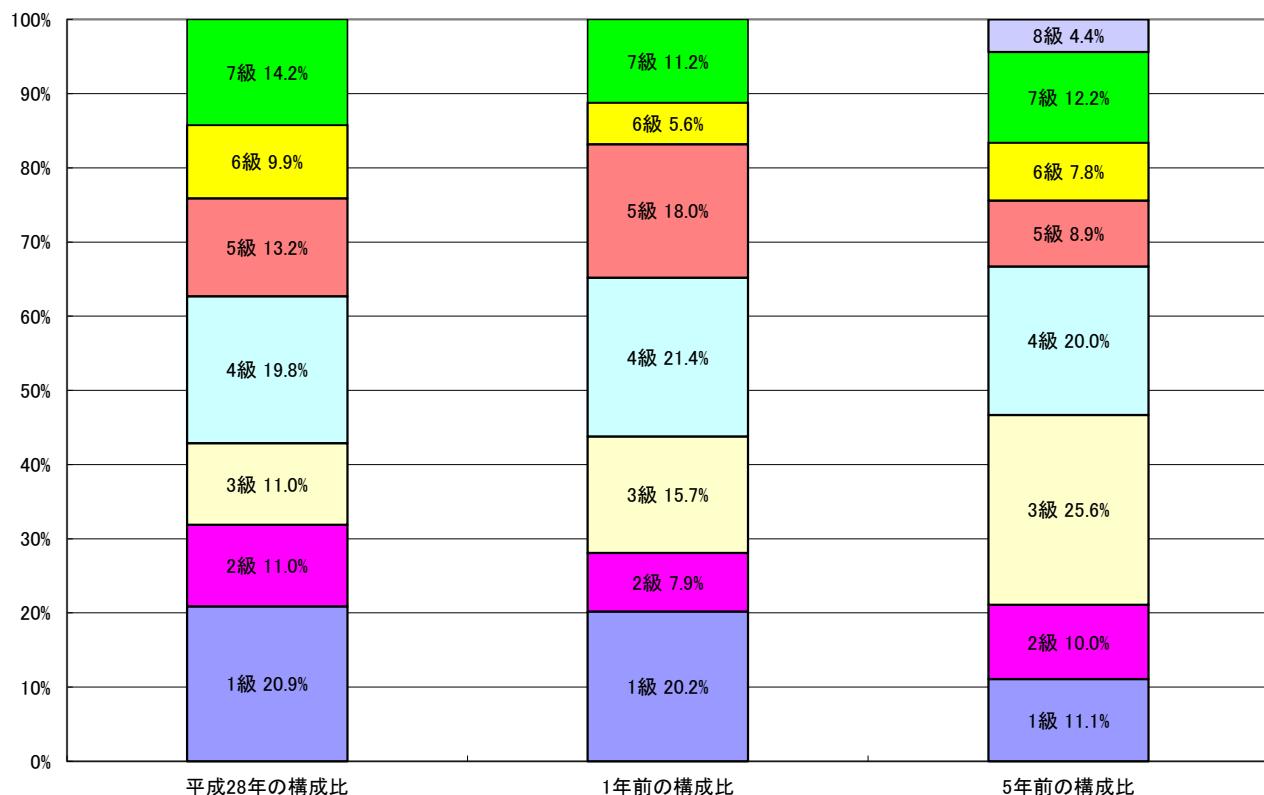
区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	251,233 円	309,418 円
	高校卒	212,900 円	258,014 円
技能労務職	高校卒	207,600 円	252,580 円
			264,500 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補・技師補	人 19	% 20.9
2級	主事・技師	人 10	% 11.0
3級	主任主事・主任技師	人 10	% 11.0
4級	副主査	人 18	% 19.8
5級	係長・主査	人 12	% 13.2
6級	課長補佐・副主幹	人 9	% 9.9
7級	課長・主幹	人 13	% 14.2

- (注) 1 長南町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 職員数には、長生郡市広域市町村圏組合への派遣者を含まない。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価の結果を昇給へ反映するよう検討中。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長 南 町	千 葉 県	国
1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,246 千円	1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,707 千円	—
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (--)月分	(平成27年度支給割合) 勤勉手当 1.60 月分 (--)月分	(平成27年度支給割合) 勤勉手当 2.60 月分 (--)月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%
(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。		

(2) 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

人事評価の結果を勤勉手当へ反映するよう検討中。

(3) 退職手当(平成28年4月1日現在)

長 南 町	国	
(支給率) 自己都合 勤奨・定年	(支給率) 自己都合 勤奨・定年	
勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分	勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分	
勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分	勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分	
勤続35年 41.325 月分 49.590 月分	勤続35年 41.325 月分 49.590 月分	
最高限度額 49.590 月分 49.590 月分	最高限度額 49.590 月分 49.590 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
(退職時特別昇給)		
1人当たり平均支給額 11,881 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(4) 地域手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	— 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

(注) 地域手当の支給に関しては、条例上は支給することとしているが、現在特例条項を設け支給していない。

(5) 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)	480 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	96,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)	3.2 %		
手当の種類(手当数)	5件		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症処理手当	同左の作業・取扱をしたもの	感染症従事者に対する手当	作業1回につき 600円
危険作業手当		危険作業従事者に対する手当	作業1時間につき 300円
行旅病人及び死亡者取扱手当		旅行中の病人や死亡者を扱う際の手当	取扱1件につき 病人の場合600円 死亡人の場合 1,000円
保安責任者従事手当		ガス主任者に対する手当	甲種 月額 20,000円 乙種 月額 10,000円
処理要員手当		事故等に対応するための待機者に対する手当	月額 6,000円

(6) 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	15,378 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	291 千円
支給実績(平成26年度決算)	18,481 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	280 千円

(7) その他の手当 (平成28年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	配偶者…13,000円 配偶者のいない者の1人目…11,000円 その他…6,500円 特定期間の加算…5,000円	同じ	同じ	12,111 千円	220,200 円
住居手当	職員の居住する借家 …11,000円～27,000円 自宅…1,000円(新築・購入した場合は5年を経過するまでは2,500円)	異	自宅支給用件 国…制度なし	4,105 千円	124,394 円
通勤手当	通勤距離片道2km以上 2,000円～	異	使用距離区分	9,220 千円	80,869 円
管理職手当	課長・局長・主幹…66,500円 課長補佐…33,250円	—	—	15,096 千円	580,596 円

5 特別職の報酬等の状況 (平成28年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	788,000円		(参考)類似団体における最高/最低額
				850,000 円 ／ 380,000 円
報 酬	副町長	639,000円	710,000 円 ／	426,300 円
	議 長	284,000円	360,000 円 ／	205,000 円
	副議長	237,000円	320,000 円 ／	175,000 円
期 末 手 当	議 員	213,000円	300,000 円 ／	155,000 円
	町 長	(平成28年度支給割合)		
	副町長	4.30 月分		
	議 長	(平成28年度支給割合)		
退 職 手 当	副議長	4.30 月分		
	議 員			
	町 長	(算定方式) 在職月 方式	(1期の手当額) 13,238,400円 7,668,000円	(支給時期) 任期毎 任期毎
備 考	副町長			
	備 考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成27年	平成28年		
普通会計部門	議 会	2	2		
	総 務	29	30	1	
	税 务	7	7		
	農林水産	12	11	▲ 1	
	商 工	2	2		
	土 木	6	6		
	民 生	24	26	2	
	衛 生	7	7		
	計	89	91	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 106.78 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 108.08 人)
	教育部門	23	20	▲ 3	
消防部門	一	—	—	—	
	小 計	112	111	▲ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 130.25 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 130.29 人)
	合 計	129 [160]	126 [160]	▲ 3 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 147.85 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成28年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	1	4	13	9	13	16	17	12	10	15	14	2	126

(3) 職員数の推移

部門別 年度	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	過去5年間 の増減数（率）
一般行政	90	90	88	88	89	91	1 (1.1)
教育	24	22	22	23	23	20	▲ 4 (▲ 16.7)
普通会計計	114	112	110	111	112	111	▲ 3 (▲ 2.6)
公営企業等会計計	18	20	20	19	17	15	▲ 3 (▲ 16.7)
総合計	132	132	130	130	129	126	▲ 6 (▲ 4.5)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数